

令和5年5月30日

市政記者各位

福岡市こども未来局運営支援課

風水害等に伴う避難指示発令時における臨時休園時の代替保育の実施について

福岡市では風水害等に伴う避難指示発令時には認可の保育所等を臨時休園とする取扱いとされているところですが、この度、災害対応等の従事者の児童が在籍する保育所等が休園となった場合に、公立保育所を災害時受入保育所として、在籍保育所等に代わって保育(代替保育)を実施することといたしましたので、お知らせします。

記

1 代替保育の利用対象者

臨時休園となった認可の保育所等に在籍している児童について、保護者全員が防災業務(消防・警察・自衛隊・災害業務に従事する公務員等)、医療従事者、インフラ(電気・水道・ガスなど)運営などに従事しており、福岡市より代替保育利用者として利用決定を受けているもの。

2 災害時受入保育所(公立保育所)

保育所名	所在地
福岡市立 香椎保育所	東区香椎駅前2丁目16-23
福岡市立 馬出保育所	東区馬出2丁目11-21
福岡市立 千代保育所	博多区千代5丁目13-1
福岡市立 那珂保育所	博多区竹下5丁目14-7
福岡市立 南庄保育所	早良区小田部1丁目30-5
福岡市立 田隈保育所	早良区野芥2丁目6-12
福岡市立 姪浜保育所	西区内浜1丁目5-8

※但し、受入保育所所在地に避難指示が発令されている場合は実施しない

3 代替保育実施期間

臨時休園となった翌日から臨時休園が解除される日まで

※代替保育の保育料は無料

【問い合わせ先】

福岡市こども未来局運営支援課 乗富(のりとみ)、古賀
電話 092-711-4240(内線2210)

